

## 徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱

## (設置)

第1条 国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき策定した徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進に関し、専門的知見や市民の意見を反映させるため、徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 市民会議は、市が地域計画に関して指定する事項に対し、専門的知見又は幅広い視点から検討し意見を述べる。

## (組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 市民会議の委員は、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、就任した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 人事異動等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 書面による審議における審査会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 市民会議の庶務は、危機管理課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。